平成２４年（フ）第６２４号
神奈川県大和市福田３丁目６番地６　エスペラールＢ―102
債務者　日高　明朗
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４１号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目22番地の39　コーポラスクレイン101
債務者　上原　朝光
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３０号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目54番地２
債務者　青木　ゆ子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４０号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目18番２号
債務者　櫻本　幸子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７３号
横浜市南区睦町１丁目31番地１　むつみハイム309、住民票上の住所横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート３棟506号
債務者　荘田　マミ（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８０号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート25―304
債務者　渡邉江梨香（旧姓長沼・府内）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８８号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目７番61号　杉崎アパート206号
債務者　岡本眞由子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７０号
大阪府豊中市服部本町１丁目11番２―302号
債務者　吉田　敦子（旧姓向圍）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８号
東京都国立市西２丁目17番地の14マンション文302
債務者　鳥丸　正陽
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２７号
横浜市保土ケ谷区狩場町164番地38　グリーンヒルズ横浜Ａ棟608号
債務者　浅井　　廣
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１６号
横浜市鶴見区上末吉２丁目11番29号　かもめハイツ102
債務者　山本　隆夫
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
静岡市駿河区光陽町88番地の５、旧住所静岡市駿河区小坂1875番地の２
債務者　櫻井　良彦
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
東京都八王子市暁町１丁目29番20号ハイツ卯月３号館105号
債務者　保坂　典子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７７号
東京都青梅市友田町５丁目513番地の１エミグラント105
債務者　瀧澤　美紀（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５６号
東京都府中市是政３―64―５グランデージナカムラ102号、住民票上の住所東京都世田谷区北烏山９丁目28番６号コーポ中島106
債務者　小野　純奈
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部